

第54回 平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成22年5月19日(水)午前9時30分から午後12時00分まで		
開催場所	平塚市追分1-24 平塚市勤労会館 3階 大会議室他		
出席者	委員	5人(小林委員、買原委員、市川委員、加藤委員、福井委員)	
	その他	55人(審議に出席することを必要と認めた者)	
	事務局	2人(鈴木課長代理、飯田主事)	
欠席者	なし	傍聴者数	16人
議事及び公開・非公開の別	1 口頭審理の事前打合せ(非公開) 2 口頭審理(公開) 3 口頭審理後の裁決に向けた打合せ(非公開)		
非公開の場合はその理由	議題の一部は、審議等に関する情報であり、公開することにより率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるため。		
会議内容	<p>主な内容は次のとおり</p> <p>※ 事務局から本日のスケジュールについて説明。</p> <p>○議事進行 小林会長</p> <p>(会長)</p> <p>審議の前に、会議録署名人として、福井委員を指名します。</p> <p>1 口頭審理の事前打合せ</p> <p>口頭審理について事前打合せを行った。</p> <p>2 口頭審理</p> <p>(委員)</p> <p>平成22年1月12日付審査請求人A氏外602名から提起されている審査請求につきまして平塚市開発審査会の口頭審理を開始したいと思います。この口頭審理は、都市計画法第50条第3項の規定に基づき行うものです。ここに御出席の皆様は、傍聴の方も含めて、私の指揮に従っていただきます。秩序維持のために、秩序を乱した方は、退場を命じることもありますので、スムーズな進行に御協力をお願いします。</p>		

なお、これ以降、写真撮影や録音等は、御遠慮下さい。

また口頭審理の時間は、およそ45分程度を予定しておりますので、その時間内で進められるよう御協力をお願いいたします。

また、この口頭審理は行政不服審査法に基づく手続きによって行われます。行政不服審査の手続きは、原則、書類審査主義で行いますが、口頭審理は都市計画法上で例外的に公開での審査を行うことになっております。

既に、それぞれ処分庁と請求人両者から弁明書や反論書等の詳細な書類が提出されております。その書類に基づいて、平塚市開発審査会は審査を重ねています。本日は、書類で議論し尽くしている部分については、短い時間ですので、極力さけていただき、特に論点になっている御主張されたい点について補足又は説明頂きたいと思っております。

それでは、本日参加人は出席しませんので、まず、事務局から審査請求人及び処分庁の出席を確認してください。

審査請求人及び処分庁の出席について、事務局から確認。

(委員)

それでは、当事者の出席を確認できましたので、口頭審理を開始したいと思います。この口頭審理ですが、開発審査会が審査請求人及び処分庁に対して、直接尋ねる形で進めていきます。もし、審査請求人又は処分庁へ意見を述べたい場合はすべて開発審査会から改めてお尋ねする形で進めたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

また口頭審理は、法に基づく手続きになっておりまして、特例的に口頭審理を設けています。よって議論の場ではないことを御配慮いただきたいです。また発言の際には必ず、お名前を名乗ってから発言していただきたいと思っております。

最後に開発審査会の方から意見を述べるといったことは致しません。結論に関しましては裁決書に私どもの意見として述べさせていただくルールになっておりますので、その点を御了承下さい。

それでは、まず審査請求人の方にお尋ねしたいですが、先に提出いただきました請求書、反論書及び再反論書を頂いております。この記載事項について補足することがございましたら、御発言下さい。

(審査請求人)

総代の一人のAです。簡潔に4点の補足をしたいと思います。

まず、第1は、今回の争点になっている前面道路に関する平塚市の基本的な論理について、改めて全く成り立っていないということを補足します。縷々書いてありますが、まず県道61号が都市計画道路であり、都市基盤である。これは当たり前のことです。2番目に開発敷地の前面道路は県道61号である。一般的にはその通りだと思います。3番目に、だから前面道路の幅員は61号の全体幅員25メートルである。これは論理の飛躍があります。明らかにこれはおかしい。おかしいことに気がついて、地下道部分を除いても9メートルあるからいいのだというのは、ひどい論理であって、なぜ前面道路を都市計画法が建築基準法の上乗せとして厳しく規定しているのかという法の趣旨を知りながら書いていない

と思います。この点につきましてはこれまでの審査請求書、反論書及び再反論書で詳しく述べていますので、繰り返しません。一点補足しますと平塚市は今回のような事例は他にないから、平塚市が独自に判断するといったようなことを述べられています。しかし今回のような事例はたくさんあるわけで、平塚市の中でもたくさん地下道があるわけです。全国にもあります。事例がないのは、こうした時に二つの側道を足して9メートルになるからいいのだとした判断がないのです。私たちは他の官庁に確認していますが、これがないのですね。全く新しい事例を作ろうとしている。そしてこれは大変大事な結果に結びつきます。

第2点の補足ですが、これは一昨日に自動車量がどれだけ増えるかという業者の方のデータが初めて出てきました。これはたぶん審査委員の方々も御存じないと思いますので、ちょっと内容を御紹介したいと思います。車の増加はですね、今日ここにきている花水地区の住民の方々を初め、大変に心配なさっているということなのです。つまり花水地区とは閑静な住宅街であるわけです。学校もあれば幼稚園もある。その中に大規模なパチンコ店ができてどうなるのだということなのです。これに対して私たちは去年の3月、4月の時点から車がどれだけ増えるのかについて情報が欲しいと平塚市にも事業者にも要求しました。これまで全く出て来なかった。開示請求してもそこは墨塗りが出てくる。一昨日初めてそのデータが開示されたのです。そのことについて我々にとって不本意であります。そしてどんな数字が出たのかと言いますと昨年6月22日付です。これに基づいて、業者のニラクから平塚市はヒアリングをしています。その結果渋滞等については問題ないとしている元となっているデータだと思います。この文書によりますとニラクは平日に1,020台の自動車がパチンコ屋に来るとしています。休日には1,308台の自動車が入ってくるとしています。そして最大時間帯は休日の14時ですが、1時間に252台、1分間に4.2台自動車が入ってくるとしています。現場に来られますとわかりますように、今はほとんど側道を走っておりません。そこに1時間に252台入ってくる。そしてそれは駐車場に溜まりまして、ある時期詳しくはわかりませんが、例えば夕食時や閉店時間に近い時は、そこからまとめて出てくるのです。その時に本当に近隣に渋滞や混雑が起きないのだろうか。一体このことをどうやって平塚市はご確認されたのだろうか。その点に非常に大きな懸念を持っております。つまり、この台数というのは簡単に捌ける台数ではありません。にもかかわらず再弁明書では広範囲にわたる交通渋滞と混雑については来店客数の分析から重大な影響があるとは考えておりませんとしております。これは是非会長からお訊ねしていただきたいのですが、平塚市としてどのような分析をして、なぜこのような判断をしたのか是非説明していただきたいと思います。私にと言うよりもここにいらっしゃる近隣住民の方々に対して説明する大変貴重な場面ですので、活用していただきたいです。

2番目に具体的に例えば現状でどの位交通量があるのだろうか、このことを平塚市は御確認したことがあるのだろうか。これを伺いたいと思います。3番目にもっと具体的になりますが、東側の側道から県道61号へ流れるということが縷々述べられています。一体東側の側道へ入った自動車が県道61号まで出るためには、信号が青にならなければなりません。一体どの位の自動車を捌けるのかと考えているのか、捌けなけれ

ば住宅地へ流れるわけですから、この点も是非伺って欲しいと思います。なお、車ではありませんが新規開店の時に760人の市民が並ぶという、これは異常な光景です。つまり開店時間を待ちかねてパチンコ好きな方々が並ぶ、ここは通学路で通園路でもあります。これは近隣の環境にとって大変な光景になると思います。

3番目に平塚市の道義的責任について補足をしたいと思います。なぜ平塚市が一昨年以來になりますけれども、このような対応をしてきて、こういう結論になったのか、私たちはどうしてもわかりませんでした。そのことに対する説明が一切ないからです。平塚市が言っているのは適法なものは許可せざるを得ないとしか言っていないのです。ところがこの点がどうもおかしいです。確かに適法ならば市民の意思に反しても許可をしなければならないこともあることは私も分かります。しかし、今回の開発は一見して明らかに違法なのですね。都市計画法で必要な9メートルの幅員がないわけですから。これは市民側からだけでなく、行政側から見ても、昨年6月に平塚市自身が県内10市へ実施した調査結果からも明らかです。つまり10市すべてが平塚市との判断と異なって前面道路は西側側道である、つまり9メートルはないという判断を示しているのです。これは私たち審査請求人の主張に全く合致しております。つまり適法であるから許可せざるを得ないという言い方は言葉の言い回しであって最初からそういうようなことではなかったのですね。これは市民の側から見て道義的に見て、これはやっぱりおかしいだろうと思っています。本件については反論書と再反論書に指摘しましたが、この調査結果を市は無視し、この点を私たちが指摘しますと、調査内容結果を偽っております。これから色々なことをおっしゃると思いますが、例えばそのまとめ方について、どれだけの信ぴょう性があるのかということについて我々が疑念を持っている証拠としてお示しをしたいと思います。2月22日の弁明書では近隣自治体の調査は本件と同様の事例があるか照会したものであるとし、ところが実際に調査文を読みますと同様の事例があるかないかではなくて、あなたの市ではどのように扱っているのかですから、調査の中身について既に違った言い方をしています。そして昨年7月29日付の内部文書ではさらにひどい歪曲をしています。他の自治体10市への同様の事例の有無について照会しましたが、事例なしとの回答でしたという、これはひどいじゃないですか。つまりあなたの所ではどう扱っているかと聞いて、3択の回答を示している。そして10市がすべて西側の側道だけが前面道路と示しているにもかかわらず、その内容を説明する文書の中に事例があるかないかということを知り、事例なしとの回答でしたとしている。おそらく私の経験からすると、この文書は市長に対する説明文書だと思います。このような歪曲をしている。そして前例がないから平塚市が独自に判断すれば良いのだという次の重大な論理へとつなげているのですから、この問題は相当ひどく、再反論書でも指摘しましたけれども、もしこの場で、この事実の歪曲について弁明ができれば、是非弁明をしていただきたいと思います。再弁明書には市がその後、再調査をしたことが述べられています。非常に不思議なことに、いつ再調査したのか、最も基本的なことが書いていない。これについては私が開示請求しまして頂きました。なんとですね本年4月にこの調査が行われた。再調査した理由はこう書いてあります。昨年6月に添付し

た略図だけでは現地の周辺状況等を理解できないと判断し、資料を整え再度照会をしたと書いてあります。一体理解を得られていないと分かったのは、なぜ今年の4月なのでしょう。昨年6月に10市から回答が返ってきて、平塚市の考え方と違う結果となっている。私たちが主張している通りのことが10市から返ってきている。その時点で不備があれば、そこで再調査すればいい、その直後にしないで11月の開発許可をする前にもしないで、今頃になって調査をしたのです。なぜだろうか。まぎれもなく再弁明書を提出する時点になって市側の理屈が通っていないことが分かったからだと思います。そうした中で行われた調査というものが市の主張が一方的に書かれている文書である。そして説明がどのようなものであったか、これはもう想像に難くないわけです。ほとんど行政側の取り繕うそのことをひたすら考えてやったとしか思えない内容になっています。それにも関わらず平塚市の見解に同調した市は1市だけであることを報告したいと思います。

4番目に民意について補足したいと思います。これは反論書にも書きましたが、花水地区自治会連合会という団体がございます。8つの自治会が加盟している連合体であって参加する世帯数は約6,200世帯です。この団体が中心になって昨年この開発に反対する議会への署名による請願を行いました。なんと12,000筆集まったのです。もちろん他の自治会のものも入っていますが、大半はこの自治会です。6,200に対して12,000というのはほとんど全世帯員が署名をしているということです。私たちが民意をどう考えているのかというと、それについて市は色々と仰っていますが、本審査請求人は600人、建築審査請求は1,600人という人数を見て今回の問題にどれだけ地元の人たちが心を痛め自分たちの子どもや孫の為になんとかして環境を守ろうとしている。これを民意と言わずして、どこに民意があるのでしょうか。平塚市は民意をどのように考えているのか是非お伺いしたいと思います。

補足ですので、私からの発言は以上にしまして、あと最後に他の総代もいますので、一言述べる時間を与えて頂けたらと思います。以上です。

(委員)

せっかくの機会ですので総代の方に補足をして頂けたらと思います。

(審査請求人)

審査請求人Bと申します。ほとんどA氏から説明がありましたけれども、私は自分の園について述べさせていただきたいと思います。なでしこ幼稚園はこのパチンコ店予定地のちょうど線路を挟んだ反対側である北側でございます。線路を超えて南側の花水地区から毎年人数は変わりますが、約80人の園児が来ております。そのほとんどの園児は細い側道の横断歩道を渡って地下道を通って通園しています。朝は8時から9時の間に通園するので、支障ないかと思いますが、帰る時間これは午前にも帰ることもあります。11時あるいは11時半です。一日保育の時は14時までという形で、子どもたちがまたそこを通る。さらに園が終了しましてからは各種教室を開いています。絵画教室、習字教室、体操教室それぞれにかなりの園児あるいは小学生まで通って来ております。その

数についてはこの場でははっきりと明らかにできませんが、やはりかなりの子どもたちがここを通るといことで、本当に私たちのみならず父兄もとても心配しております。ですので、今ここに私たちと父兄を含めて、この審査請求に名を連ねさせていただいています。私たちの想いを皆様に伝えていただきたいと思います。

あと、最後に1点ですけども、これはもうここで言っても仕方のないことかもしれませんが、お願いがあります。風営法には学校というものは100メートル以上離れている必要があります。今回この私たち学校法人でありますけれども、この学校法人を見落としていた。正確に測ったことはございませんが距離にして約100数メートルだそうです。それを見落としていて旧平塚工業高校を対象にしていたようで、もし仮に私たちの学校法人が100メートルを切っていた場合はどうするつもりだったのか、ということがございますので、是非今後このようなことがある時はしっかりと学校関係の施設の調査をしていただきたいと思います。以上です。

(審査請求人)

私は黒部丘に在住しておりますと申します。この地域は平塚市の他の地域に比べて、飛びぬけて地価が高くて私みたいな普通の小市民が住めるような所ではない土地です。それでも無理をしてこの土地を買ったのは、この地域の安心安全な環境で子育てができるということで買いました。平塚市の都市マスタープランの地域別のまちづくり方針にもあるように、南部地域は落ち着きと質の高さを誇る住まい環境の形成を目標としているとあるので、皆さんたぶんこの審査請求人の方も請願を出して下さった方もその想いでこの土地に住んでいらっしやると思います。そのたくさんの方が反対をしているパチンコ店に関して市は業者寄りの考え方をして、市民の気持ちを全く無視して、市民の事を考えれば、これはノーだと言える開発であると思うのに、なぜか業者寄りの判断をしている所がとても納得できません。自分のお子さんがそこに住んでいると思って考えていただきたいと思います。

(委員)

どうもありがとうございます。総代の方々から4点とその他のお話をいただきました。まず1点は近隣への影響について、それから6メートル道路の問題、現状の交通量について判断された基準、9メートルの違法性の判断の経過、そして再調査のプロセスですが、もし可能であれば処分庁の補足説明に加えて、対応いただけると大変助かると思います。

(処分庁)

処分庁の井上です。初めに私どもは都市計画法と平塚市まちづくり条例に適合しているということから開発許可を下したものでございます。

また審査請求につきましては弁明書で答えた通りでございますが、今の話の中で前面道路9メートルについて二つの側道を足すといったことはおかしいのではないかという話もございました。これも弁明書で応えている通り、前面道路自体は、県道61号全体を言っているのですが、これ自体地下道部分については車の出入りができないということがありまし

て、その部分を引いた分として9メートルを確保しているということが1点です。

そして道路の考え方でございますが、ここは一方通行でございます。通常9メートル道路というのは大型車の交互通行が可能だということから求められているのですが、一方通行ということで、半分にしても4.5メートル以上あるというのがございます。

それから2点目の車の増加についてですが、確かに車が多くなるというのは間違いございません。しかしながら、駅の方面へ行く道、それと反対側の側道へ、ここからどのように入っていくかということなのですが言われました通り渋滞等の時に中に入ってくるではないかということも言われましたが、一応私どもの方では駅の方面へ続く道と東側の側道から分散していくと考えております。

それともう1点は760名の方が並ぶという話がありました。しかしながら、入口が中に入っておりますので、760名の方が道路に並ぶというようなことはないと考えております。

そして10市の判断の話が審査請求の中でございまして、処分庁としましては、許可権者である平塚市の考え方が本来優先されるものとなっておりますけれども、10市の考え方を初めに聞いたときは、確かに平塚市の考え方と違っていたということでございました。それで反論書においても言われておりましたので、弁明書で答えるために再度各市に問い合わせたものです。それと、なでしこ幼稚園の関係ですが風営法自体は平塚市ではなく警察署による許可でございますので、これについては平塚警察署と話をしていたものでございます。風営法に際して、どれほど離れているのか事業者に聞きました所、測量業者を呼んで実際測った所、100.88メートルだったということでございます。よって風営法に関しましても、警察の方からも許可となります。

それからC氏から、反対する市民の意見を考えて欲しいという話がありましたが、これは都市計画法に適合していることから許可をしたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございました。ただいま、審査請求人と処分庁からの補足及び意見をいただきました。それでは各委員から質問等があれば、受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

まず一点目の前面道路の問題ですが、審査請求人が再三に渡りまして、この内容が違法であると主張しておられます。それで我々も現地の様子及び図面等を見て、道路の交通量等の現況の調査をいたしました。審査請求人の書類を見ますと営業につきまして、例えば地震やテロという話を頂いているのですが、先程のなでしこ幼稚園へ通う園児の問題、周りの住宅の環境といったもののよう、少し具体的にどんな問題を想定されていらっしゃるのか、この点について補足の説明をいただいでよろしいでしょうか。

(審査請求人)

先ほどの市のご説明の中ですけれども、道路の交通の問題についてですね、半分割れば4.5メートル、ところが前面道路というのは車が円滑に流れるという機能だけではないのですね。その中の一つに安全を確保する機能というのがある、今委員がおっしゃったように非常時の場合、例えばサリンの場合は道路がすべて治療する現場になった、あるいは避難しなければならない非常時はめったに起きることではないですが、しかし1万平方メートル以上の商業施設の場合はたくさんの車両及び人達がそこにいるわけですから、万が一の時に備えて必要な空間を確保しなければならないというものが全く考慮されていない。弁明書や再弁明書の中にもそのことについてはゼロなのです。これはちょっとひどいだろう。最高裁判所の判例にも指摘されているものですから、その点だけ最初に述べておきたいと思います。その上で一般的にどうなのであろうか。これは先ほどC氏からもありましたが、やっぱりJRの南側というのは、基本的には住宅地なのです。それで低層の住宅地が多いわけです。特に今回の場合に一番勘案しなくちゃいけないというのは、まさしく側道に入った車が北へ抜けられないという点なのです。そして他の場合ですと西に行く道路がある場合があります。本件の場合そこは開発用地ですから、すべてが線路に沿って東側へ行くのです。そして車は東側の側道へ入ります。さっき、お答えがなかったのですけれども、多分どの位空いているのか御存じないと思います。私昨日見ていましたが、5台位今でも流れています。そこで青になると県道61号に入るのです、どの位開いていると思いますかね。10秒ちょっとなのです。その間によろやく5台位の最後の車は黄色の間に無理矢理通って終わりです。つまりそこで車が流れるのだろうか。集中して出て来た時にみんな県道61号に入りたいわけですから、ところが止まってしまう。次の信号となった時にどうなるかといいますと、当然桃浜町線と言われているJRの鉄道に沿った道路へ流れていきます。そして元々の道路を出るために災害路を通って行くでしょう。私も車を運転しますので、空いている道を目指して水が浸透していくように車が浸透していくものなのです。つまり近隣の桃浜町と八重咲町を通ることで、これまでとは違った道路の渋滞が起こります。このことは自治会を初めとして地域の住民の方が最初から直感しているわけです。500台近い駐車場が出来て、それが出てきたらどうなるのだろうか。今でも桃浜町線の通りは結構車があるのです。特に風俗店が非常に増えていまして北側の治安がよくないですから。送り迎えする時にも南側の駅前を使って送迎する車が非常に多いです。そうすると通勤の時間帯にそこに並びますから、そこにパチンコ店へ行く車や出てくる車が交通渋滞それから混雑、中には荒んだ気持ちで乱暴に走る車も出てくるでしょう。地域の間でない場合にはですね。そういうことから事故の実際の懸念もあるわけですから、そこに幼稚園児や高校生が通るといふことへの危険は市民が実感しているのです。それに対して平塚市は重大だと考えていないようなのです。先程の議論の中でどんな検討が実際に行われたのか、地図上で色々な間道に繋がっている、それはそうです。すべての道は繋がっているのですから。最終的にはそこに流れるのは決まっているのだけれども、一旦はこの地域に車が集中するという点について真剣に考えておられているのだろうか。それ

が今までの弁明書等で全く分からない。加えて住宅地や学校施設等がたくさんある中で南側に初めてできるパチンコ店によって環境が非常に悪いものになっていくのではないだろうか。それは今この地域に住む私たちにとって絶対に将来の子どもや孫達の為に、環境を悪くするわけにはいかない問題なのですね。そういう想いについて平塚市はあまりにも考慮する態度がない。何かあれば、法に適合しているから仕方ないと言うことを繰り返しているのです。その点については心外です。

(委員)

ありがとうございます。もう一度確認したいのですが、環境という包括的な言葉で説明頂いているのですが、具体的な内容としては北側に抜けられなくて東側への影響がどのように与えられるかについて具体的に考えたいと考えております。今の話では渋滞、騒音、排気ガス及び交通事故等の問題がみなさんの考えている侵害だとかがえてよろしいでしょうか。

(審査請求人)

社会的な影響というのがもちろん、最初にあります。どういうことかと言いますと、こんなところにパチンコ屋ができるのかというのが地域の住民の方々が驚いた所です。私も去年2月の末だったと思いますが、突然商業施設という掲示が立って、何か確認したらパチンコ屋だと言うのでびっくりしまして、寝耳に水でした。まさか南側の海岸地帯に非常に大きなパチンコ屋ができるのか、つまり車渋滞の問題等も有りますけども、パチンコをした方々の表情等を見ても非常に暗い顔です。中には東京辺りでは事件が起きているものもございまして、とんでもないです。普通ならどうやってそれを留めて、この環境を保っていけるかということ平塚市自身、行政自身がお考えになって、先ほどB氏がおっしゃった100メートルのなでしこ幼稚園があるのだったら、それを理由にできます。それも見落としています。前面道路も2008年7月から協議していますけれども、他の10市のようにこれは無理だと言ってしまえば済むところをずっと協議をしてきて、ある時期になれば、既に引き返せない所まで来て、それから縷々こんなことになってしまった。なぜ市民がこんな所にパチンコ店が来るなんてことはマスタープランから考えても考えられない内容なのです。それに対して、どうやったら環境が守れるのか、法が不備だったら行政指導というものもあるのですし、まして今回の場合は都市計画法本体によって明確に拒絶が出来ます。再三の調査をした中でも、いくつかの市についてもやっぱり駄目だと言っている所もあるわけですから、なぜそのような判断ができなかったのか。これはまさしくC氏のおっしゃったように最初からなんとか認めていかなければならないという所でもってずるずる業者に付き合っ、ある所まで事前の行政指導がいつてしまったら、既にコストが発生しているから正式な手続きに入ってしまった段階では前に進むしかない。したがって6月に調査をして、10市からノーが来たとしても、そのことは隠して、とにかく開発許可に進んでしまった。これは稚拙というか杜撰というか、あまりにも市民感情からするならば行政として有り得ないやり方ではないだろうか私達は思っているわけですね。

(委員)

ただいまの御発言ですと、風俗営業法で心配されているような社会的な影響が想定されるという御主張と理解してよろしいでしょうか。

(審査請求人)

はい。

(委員)

ありがとうございます。その他に委員による質問ありますか。

(委員)

処分庁に聞きたいのですが、この場は議論の場ではないですけども、住民の方々は不信に思っているという事は分かりました。業者寄りだということもおっしゃっていましたが、その業者への具体的な指導をどのようにしたのか、もしあれば聞きたいです。

(処分庁)

処分庁の井上です。指導の内容ですが、歩道状空気を付けていただくということで、これをお願いしたということです。それと各課協議の中で緑化率の関係、そういったものが縷々ございます。以上です。

(委員)

車の動きのシミュレーション等を事業者や市がするようなことはありましたか。

(処分庁)

車の交通量等の問題は先ほど申し上げました通り、平塚警察署と風営法の関係手続きやまちづくり条例の中での協議を行うようになっていまして、事業者に対して交通量調査をするように指導がなされたという話も聞いています。先ほど言われました通り、東側の側道これに10秒という話もありましたけども、そういった諸々も警察の方と協議していくことになる。そういったところまでは聞いております。

(委員)

先ほど、B氏からお話がありました発言で確認したい点があるのですが、幼稚園が終わった後に各種教室が開かれているというお話だったので、お分かりになる範囲でいいので、大体何名の方がどういう教室をされているのかどうか教えていただけますでしょうか。

(審査請求人)

実は教室なのですが、私共の園でやっているのではなくて、教室を貸しているんですね。ですので、人数把握までは私共はまとめていないので、ここで答えはできません。

(委員)

分かりました。

(委員)

B氏とC氏にお聞きしますが、なでしこ幼稚園へはどのような手段で通園されているのかということと、C氏は黒部丘幼稚園の父母の会として出ていらっしゃるようですが、黒部丘幼稚園さんは、この前面道路を利用になる方がいらっしゃるのかいらっしゃる場合はどのような通園方法なのか、お尋ねしたいです。

(審査請求人)

うちはバスを扱っておりません。すべて徒歩通園でございます。各方面別にまとまって、今ですと10名から20名のグループを作って、うちの職員1名それから、その父兄が当番で1名ないし2名で守って通園しております。

(審査請求人)

黒部丘幼稚園であちらの方から通っている方もいらっしゃいますし、その辺は私も把握しておりませんが、歩いて来られている方もいらっしゃる場合もあるということは伺っています。しかし現在なのかどうかは、把握していません。幼稚園の話ではなくなりますが、私の娘は小学校1年生になりまして、もう少し経ちますと一人で外に出ることや自転車での外出や友人宅へ行く為にパチンコ店の前を通ることもありますし、もう少し大きくなって駅を使うようになると、私達が住んでいる黒部丘からは西口が一番近いので、パチンコ店の前を通って行くこととなります。私もパチンコをやっていたこともあるのですが、熱中してしまい頭がかつとなると尋常ではない心理を持つ場合もあります。そういう方が私の娘や皆さんの子に変な事をするかもしれません。一昨日にも小学校2年生の子が刺されてしまって亡くなった事を聞くと、やはりそういった不安はできるだけ取り除きたいと思っていますので、そこを御考慮いただけたらと思います。

(委員)

以上で、口頭審理を終了させていただきます。

### 3 口頭審理後の裁決に向けた打合せ

裁決に向けた方向性について、議論をした。

裁決に向けた方向性について、議論を受けて、裁決書(案)の作成に向けて検討した。

※ 次回、第55回開発審査会については6月7日午前9時00分から開催を予定する。

